

第 13 回公益通報者保護専門調査会において ご議論いただきたい論点（概要）

平成 30 年 5 月 16 日
消費者委員会事務局

【テーマ】 通報を受ける側における体制整備

【論 点】

1. 事業者等における通報体制の整備

〈問題の所在〉

現行法では、事業者や行政機関において、内部の従業員（職員）等からの通報の受付、調査・是正措置の実施等を適切に行う仕組みや、通報を理由とする不利益取扱いを禁止する仕組み等の整備を義務付ける規定は置かれていない。

そのため、内部通報体制を導入していない事業者や行政機関が多数存在しており、内部通報体制を導入している事業者や行政機関についても、当該体制が機能しておらず、内部通報への不信感から、通報者が外部通報に至る事案が発生するなどしている。

また、行政機関において、外部の労働者等からの通報の受付、調査・是正措置の実施等を適切に行う仕組みや、通報に係る秘密を保持する仕組み等の整備を義務付ける規定は置かれてない。

- * 事業者に内部通報体制の整備義務を課すことの是非。
- * 整備義務を課すとして、どのような内容とするか。
 - ・ 履行すべき義務の内容
 - ・ 義務の履行を確保するための措置
 - ・ 対象とする事業者の範囲
- * 行政機関における体制整備義務（内部通報体制、外部通報受付体制）

2. 通報に関する秘密の保護

〈問題の所在〉

現行法では、通報に関する秘密の保護について、明示的な規定は設けられていない。2号通報については、国家公務員法及び地方公務員法上の守秘義務規定により通報に係る情報が保護され得るが、1号通報及び3号通報については、法律上の守秘義務規定が存在せず、通報に係る情報の保護は各事業者の自主的な措置に委ねられている。

そのため、通報者には、通報に関する秘密保護への懸念や、秘密が漏れた場合に不利益取扱いをされることへの懸念があるものと思われる。

- * 守秘義務を課すことの是非。
 - ・ 1号通報先について
 - ・ 2号通報先について
 - ・ 3号通報先について

* 守秘義務を課すとして、どのような内容とするか。

- 守秘義務に違反した場合の刑事罰
- 守秘義務の対象とする情報の範囲
- 守秘義務を負う者の範囲
- 守秘義務が解除される例外
- 保護が及ぶ通報者の範囲

以 上